

品川区精神障害者ピアサポート事業補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 166 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、精神障害者ピアサポート事業を行う事業所へ補助金を交付することで、ピアサポーターによる精神障害者への支援拡充と、精神障害者が安心して生活ができる地域体制整備を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ピアサポート活動 精神障害のある当事者が、自らの体験に基づき、障害者等に対して就労面や生活面の相談援助を行うことをいう。
- (2) ピアサポーター 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 項に規定する地域生活支援事業として行われる都道府県が実施する研修（ピアサポート活動における基礎研修および専門研修をいう。以下「ピアサポート研修」という。）の課程を終了し、当該研修の課程を終了した旨の証明書の交付を受け、ピアサポート活動を行う者であって、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級と同等の障害があると区長が認めた者

イ ピアサポート活動を理解し、活動ができる者

(交付対象事業所)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる事業所（以下「対象事業所」という。）は、次に掲げる事業所であって、区長が認めたものとする。

- (1) 法第 5 条第 17 項に規定する自立生活援助を提供する事業者
- (2) 次のいずれかの相談支援を行う事業者
 - ア 法第 5 条第 19 項に規定する相談支援
 - イ 法第 5 条第 20 項に規定する基本相談支援
 - ウ 法第 5 条第 21 項に規定する地域移行支援
 - エ 法第 5 条第 22 項に規定する地域定着支援
 - オ 法第 5 条第 23 項に規定するサービス利用支援
 - カ 法第 5 条第 24 項に規定する継続サービス利用支援
- (3) 法第 5 条第 28 項に規定する地域活動支援センターを行う事業者

(補助金の交付額)

第4条 区長は、交付対象事業所を運営する事業者（以下「対象事業者」という。）に対して、当該交付対象事業所におけるピアサポート活動の実績に応じて、別表1に定める額を交付する。

(交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、年度ごととし、翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象期間の中途においてピアサポーターが活動できなくなったときは、活動最後月までを交付対象期間とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象事業者は、区長が別に定める期限までに、精神障害者ピアサポート事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) ピアサポーターの精神障害者保健福祉手帳の写しまたは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級と同等の障害があることを証明する書類
- (2) ピアサポーターが都道府県のピアサポート研修を受講したことを証明する書類の写し
- (3) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときはその内容を審査し、交付の可否を決定し、当該対象事業者に対して、精神障害者ピアサポート事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 実施状況報告

区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、事業の実施状況、経理状況およびその他必要な事項について報告を徴し、または検査を行うことがある。

(2) 是正のための措置

区長は、前号による実施状況報告の審査の結果、この要綱に定める交付の条件に適合しないと認められるときは、当該補助事業等につき、対象事業者に対しこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(3) 事故報告等

対象事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由およびその他必要事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 遂行命令等

ア 区長は、対象事業者が提出する報告書および地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の補助事業等が交付決定の内容およびこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、対象事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

イ 対象事業者がアの命令に違反したときは、区長は、対象事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

ウ イの一時停止を命ずる場合において、対象事業者が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、区長は、次号の規定により当該補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(5) 交付決定の取消し

ア 区長は、対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。なお、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき

(ウ) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

イ 区長は、アの規定により交付決定を取り消したときは、精神障害者ピアサポート事業補助金交付取消通知書（第3号様式）により、当該交付決定を取り消された対象事業者に対し通知するものとする。

(6) 補助金の返還

区長は、対象事業者に係る交付の決定の全部または一部を取り消した場合は、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

(7) 違約金

ア 対象事業者は、第5号の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ アの規定により違約加算金の納付を命じた場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(8) 事情変更による届出

ア 対象事業者は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかに精神障害者ピアサポート事業補助金交付変更届（第4号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

イ 区長は、前項の提出があったときはその内容を審査し、交付の可否を決定し、精神障害者ピアサポート事業補助金変更決定通知書（第5号様式）により通知する。

(9) 他の補助金等の一時停止等

区長は、対象事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約金の全部または一部を納付しない場合においては、他に同種の事務または事業について交付すべき補助金があるときは、相当の程度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(10) 関係書類の保管

対象事業者は、この補助金の交付に係る収入、支出その他関係書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の請求および支払い)

第8条 前条の規定による補助金の決定通知を受けた対象事業者は、別に定める期限までに、精神障害者ピアサポート事業補助金請求書（第6号様式）に、ピアサポーター活動の状況が確認できる書類の写し（出勤簿、タイムカード等）を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、対象事業者からの請求を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、第4条に定める額を補助する。

3 前項の規定による補助金の請求受付は、年度ごとに精算とする。なお、変更が生じた場合、その他特段の事情が認められる場合は、この限りではない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

ピアサポーターの月の活動時間数	補助月額
8時間以上16時間未満	10,400 円
16時間以上24時間未満	20,800 円

24 時間以上 32 時間未満	3 1, 2 0 0 円
32 時間以上	4 1, 6 0 0 円

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

精神障害者ピアサポート事業補助金交付申請書

精神障害者ピアサポート事業補助金について、品川区精神障害者ピアサポート事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業所	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	提供するサービス	
対 象 者 (ピアサ ポ ー タ ー)	氏 名	
	住 所	
	生年月日	
	手帳の等級	
活動計画	仕事の内容	
	活動期間	
	担当者の連絡先	

※ 次の書類を添付してください。

- (1) 対象者の精神障害者保健福祉手帳の写しまたは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級と同等の障害があることを証明する書類
- (2) 対象者が都道府県のピアサポート研修を受講したことを証明する書類の写し
- (3) その他区長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

品川区長



精神障害者ピアサポート事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった精神障害者ピアサポート事業補助金の交付について、品川区精神障害者ピアサポート事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

☐ 交付

1 交付決定金額
(内訳)

円

2 補助の条件

品川区精神障害者ピアサポート事業補助金交付要綱第7条第2項に定める事項を条件として交付する。

☐ 不交付

(理由)

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

品川区長

印

品川区精神障害者ピアサポート事業補助金交付取消通知書

年 月 日付で決定した精神障害者ピアサポート事業補助金交付については、品川区精神障害者ピアサポート事業補助金交付要綱第7条第2項第5号に該当するため、交付決定を取り消したので通知します。

記

1 事業所名

2 交付決定の取消事由（要綱第7条第2項第5号）

- （ア） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- （イ） 補助金を他の用途に使用したとき
- （ウ） 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

品川区精神障害者ピアサポート事業補助金交付変更届

品川区精神障害者ピアサポート事業補助金について、品川区精神障害者ピアサポート事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項第 8 号の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更後申請予定額	円
(内訳)	
添付書類 変更に係る書類一式	

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

様

品川区長



精神障害者ピアサポート事業補助金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった精神障害者ピアサポート事業補助金の変更について、精神障害者ピアサポート事業補助金交付要綱第7条第2項第8号の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

☐ 交付

交付決定金額（変更）

円

（内訳）

第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

精神障害者ピアサポート事業補助金請求書

年 月 日で交付決定のあった品川区精神障害者ピアサポート事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

対象者		氏 名	
		交付対象期間	年 月から 年 月
活動期間が短縮された理由			
請求額		円	
1	年 月	時間	円
2	年 月	時間	円
3	年 月	時間	円
4	年 月	時間	円
5	年 月	時間	円
6	年 月	時間	円
7	年 月	時間	円
8	年 月	時間	円
9	年 月	時間	円
10	年 月	時間	円
11	年 月	時間	円
12	年 月	時間	円

※ 次の書類を添付してください。

- ・活動の状況が確認できる書類の写し（出勤簿、タイムカード等）